

申請方法

- **申請先** : 津山市役所 津山市環境福祉部
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室
平成26年1月1日時点で住民票が津山市にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成26年7月1日(火)～10月1日(水)
- **提出方法** : 申請書を6月下旬以降にお渡し(郵送)しますので、担当課まで郵送又は持参ください。

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」: 公務員以外の方で、児童手当の受取口座を指定する場合は上記の確認書類が不要です。

公務員の方は、口座確認書類、児童手当(特例給付)受給状況証明書が必要です

「臨時福祉給付金」 : 加算対象の場合は、加算関係の確認書類が必要です(申請書の確認書類欄を確認ください)

その他・・・申請者の扶養者が他市区町村に居住している場合は**課税(非課税)証明書**が必要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で津山市に**住民票がない方**の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても津山市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに津山市にお住まいの方については、津山市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 老齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行っていない方は、**平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要**があります。
3ページ目の加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

電話: 臨時福祉給付金

0868(32)7004

子育て世帯臨時特例給付金

0868(32)7005

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル: 0570(037) 192

みな いいきゅうふ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(9110))に御連絡ください。

